

平成 25 年度 地域情報化事業導入検討会規約

(名称)

第 1 条 本会は、地域情報化事業導入検討会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、地域が抱える課題解決につながる情報システム基盤の導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

(事業内容)

第 3 条 本会は、第 2 条に定める目的を達成するための情報収集、関係者間の調整及び協議検討等を行う。

(会員)

第 4 条 本会の目的に賛同し、積極的に事業に取り組む意識を有する大学や行政機関、企業等を会員とする。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名

副会長 1 名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 役員任期は、本会が解散されるまでの期間とする。

(役員職務)

第 6 条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(事務局)

第 7 条 本会の事務局は高知県文化生活部情報政策課に置く。

(会議)

第 8 条 本会の会議は、会長が招集する。

2 会議には必要に応じ、助言者の出席を求めることができる。

(設置期間等)

第 9 条 本会の設置期間は、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(雑則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会員の協議により決定する。

附則

この規約は、平成 25 年 7 月 2 日より施行する。